

コンプライアンス

ステークホルダーの方々から信頼され、社会から必要とされる企業であり続けるためには、何より、私たち社員全員が、日々の行動において常に法令を遵守し、誠実で、適正かつ公正な事業活動を行っていくことが重要です。新光電気グループでは、SHINKO Way「行動規範」に基づき、コンプライアンスの徹底をはかっています。

コンプライアンス推進体制

当社の各部門および国内グループ会社では、部門・会社ごとにコンプライアンス責任者を任命のうえ、各部門・会社におけるコンプライアンスの推進を行っています。

また、海外グループ会社も、各社において推進体制を整備のうえ、コンプライアンス推進に取り組むとともに、当社で推進状況を毎年確認することにより、グループ全体でコンプライアンスの強化をはかっています。

SHINKO Wayの周知・徹底

SHINKO Wayの一層の浸透・定着に向け、SHINKO Wayの冊子や骨子を記載した携帯用カードの全社員への配付、啓発用ポスターの職場における掲示、全社員を対象とした毎年の教育やトップメッセージの発信など、社員が常にSHINKO Wayを意識した行動ができるよう、さまざまな取り組みを実施しています。

[SHINKO Way \(P11\) 参照](#)

Global Business Standardsの運用

社員として遵守すべきルールやガイドラインを定めたSHINKO Way「行動規範」を具体化したものとして、Global Business Standards (GBS) を定めています。

GBSは、文化や常識、法制度の異なる世界中の国・地域において統一的に運用できるよう、具体的な項目ごとに、社員一人ひとりがどのように行動すべきかを解説した基準です。贈収賄・腐敗行為防止や競争法遵守等をはじめ、多岐にわたる遵守項目について詳細に説明することにより、日々のビジネス活動における手引きの役割を果たしています。

関連規程類の整備

SHINKO Way「行動規範」およびGBSに沿い、グループにおけるコンプライアンスの徹底をはかるため、コンプライアンスに関する基本的事項を規定した「コンプライアンス規程」を制定したうえで、特にビジネスに与える影響が大きい独占禁止法・競争法遵守、反贈収賄・反腐敗、反社会的勢力への対応等の分野について、細則やガイドラインを整備し、詳細に規定しています。

また、利益相反行為による損失の発生を回避、軽減、管理することを目的に「利益相反規程」を制定し、必要な対応等を定めています。

なお、規程、細則およびガイドラインについては、国内・海外における法制度の整備・変更やリスクの増大等、外部環境の変化をふまえ、適宜制定、改定しています。

コンプライアンス教育

社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、継続的な教育を計画的に実施しています。特に、贈収賄・腐敗行為や競争法違反等のビジネス上のリスクが高い分野については、新光電気グループにおける関係者全員を対象に定期的・反復的に教育を実施し、リスクの軽減をはかっています。

2024年度の国内社員向けの教育としては、カルテル・談合防止、反贈収賄、安全保障輸出管理をはじめコンプライアンス全般に関するe-Learning等に加え、前年度に引き続き品質コンプライアンスに関する教育も実施しました。海外社員向けにも、全拠点において、コンプライアンス全般に関する教育を、e-learningまたは集合教育の形式で実施しました。

2024年度 コンプライアンス教育実績（新光電気グループ）

	受講者数
国内社員向け教育※1	5,552
海外社員向け教育※2	781

※1 国内グループ会社含む ※2 海外グループ会社

今後も、各種教育を引き続き実施することにより、グループ全体におけるコンプライアンス意識の醸成、およびリスクの軽減に取り組んでまいります。

内部通報制度の整備

新光電気グループのすべての社員が、コンプライアンスに関する通報・相談を行えるよう、内部通報窓口を整備しています。この窓口は、競争法や贈収賄を含む法令違反、SHINKO Way「行動規範」や社内規程の違反および品質不正等の通報に加え、判断に迷うようなことがあった場合の相談も受け付けています。なお、内部通報窓口では、新光電気グループの国内社員、海外社員だけではなく、派遣社員や実習生、退職者などから、幅広く通報・相談を受け付けています。

内部通報制度については、コンプライアンス教育、イントラネットやポスター、連絡先を記載したカードの配付等により周知をはかっています。

さらに、「お取引先コンプライアンスライン」を設置のうえ、部材等の調達先であるお取引先からの通報も受け付けています。

なお、これらの窓口では、匿名での通報・相談も受け付けています。

また、通報・相談を理由として通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止するとともに、通報者が特定されることのないよう情報の取り扱いに細心の注意を払っています。通報がなされた場合は適切な調査を実施し、調査の結果、行動規範やGBSに照らして問題が認められた場合には、是正（懲戒処分を含む）を実施するとともに、再発防止策を講じています。

今後も、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見をはかるべく、内部通報制度の周知、利用促進に努め、風通しのよい組織風土の醸成を目指します。